

I.D カード制作および 利用規約

このカードは、本法人の会員であることを証明する身分証明書としてご活用ください。例えば、本法人の主催また協賛するイベント・催事および講演会等に携行し必要である場合は、見やすい位置に本人が掲げ、正式な本法人の会員であることを示す手段としてご利用ください。また、第三者から本会員の確認および正式な登録証明等を求められたときは、速やかにこのカードご提示してください。

< 目的 >

本法人との正式な登録会員であることを証明する身分証明書とし活用ください。

< 発行条件 >

本会員であること。また本法人、理事・監事・事務局および以下に掲げる会員はご入会時の記載事項および登録種別にて1カードを制作しお渡し致します。

会員の対象：各正会員・各協賛会員・学会会員・特別会員

支援会員は、実費にて制作致します。

< 利用および取扱い >

I.D カードの不正コピー・転写は一切禁止します。

他人に貸与、譲渡することはできません。

折り曲げたり、上書きされたものは使用できません。

紛失・破損した場合は、必ず届出をしてください。

利用にて不正が発覚した場合は、I.D カードの没収および会員を抹消することがございます。尚、この際生じた一切の損害すべてをその利用会員が負うこととなります。

< 情報等の保護 >

盗難・紛失した場合は、個人情報保護は保護できません。

また他人に悪用された場合も、本法人は一切の責任を負いかねます。

< 抹消・脱会 >

会員を抹消、脱会した場合は、本法人へ速やかにご返却ください。

< 再発行および変更 >

再発行および内容変更の際は、発行費用がご自身負担となります。

< 有効期間 >

本法人の会員である期間有効とします。

< ロゴマーク >

本法人「IPMS ロゴマーク」は、本法人の使用許諾がない限りコピー・転写その他への使用は一切禁止します。

< 規約について >

本規約は、本法人の情勢・体制等の変化により、内容が変更される事がございます。

以上、本利用規約を遵守し、大切なI.D カードを有意義にご利用くださいますようお願い申し上げます。